# 令和3年度 兵庫県委託訓練事業 企画提案要領(2次募集)

# 離職者等再就職訓練事業

募集する訓練分野	訓練期間
1 長期高度人材育成コース	
(1) I T実践	標準1年以上1.5年以下
2 知識等習得コース (※(1)~(6)は「知識等習得コース」として	仕様書をまとめて掲載)
(1) 介護職員実務者研修	標準6か月
(2) 介護職員初任者研修	標準2~3か月間
(3) I T応用、I T基礎、経理・事務	標準3~6か月間
(4) 医療事務	標準3か月間
(5) その他・地域特性	標準3~6か月間
(6) 中高年齢者向け	標準2~3か月間
(7) 育児等との両立に配慮した再就職支援	標準2~3か月間
3 定住外国人向け職業訓練コース	標準3か月
4 e ラーニングコース	標準2~3か月間
5 実習・座学連携養成事業 (デュアルシステム)	標準4か月間、6か月以下

※分野ごとの募集コース数、定員及び開講月は、募集要領別添の「分野別の計画定員・コース数」に記載している。

配布資料 【ページ】 1 兵庫県離職者等再就職訓練事業(公共職業訓練)企画提案募集要領・・・・ 1~4 2 什様書 ○各コース共通・・・・・ ○長期高度人材育成コース(IT実践)・・・・・ ○知識等習得コース ・知識等習得コース・・・・・・・・・・・・ ・育児等との両立に配慮した再就職支援コース・・・・・・・ 19~22 ○定住外国人向け職業訓練コース・・・・・・・・・・・・ 23~25  $\bigcirc$ e ラーニングコース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26~28 ○実習・座学連携養成事業(デュアルシステム)・・・・・・・・ 29~32 3 募集要領別紙(審查項目) 4 募集要領別添(分野別の計画定員・コース数) 5 企画提案書様式、添付様式1 ~ 様式12、納税証明書関係(誓約書) 6 仕様書別添 ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び能力評価について ・個人情報取扱特記事項 ・適正な労働条件の確保にかかる特記事項 ・求職者支援制度に係る指定来所日一覧表 ・介護分野・障害福祉分野への就職支援パッケージの取り扱いについて

> 令和2年12月 兵庫県立神戸高等技術専門学院

# 兵庫県 離職者等再就職訓練事業(公共職業訓練)企画提案募集要領

#### 1 総則

離職者を対象とした委託訓練事業に係る企画提案の募集について、この要領に定める。

#### 2 業務の目的及び内容

- (1) 実施する全ての訓練において、訓練受講者全員が就職できるようになることを目的とする。
- (2) 訓練の実施に必要な内容は、厚生労働省が定める委託訓練実施要領(改正があった場合は改正後のもの)(以下「委託訓練実施要領」という。)、別添仕様書(各コース共通及びコースごと)のとおりとする。ただし、委託訓練実施要領が改正された場合は改正後の内容による。

#### 3 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得 ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 兵庫県から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 県域内に事業所を有する者にあっては、県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 県域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 社会保険(労働保険、厚生年金保険、健康保険)の未加入及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(申請日現在において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)
- (8) 教育訓練機関のこれまでの入校実績を鑑み、安定した事業運営が可能と認められること。
- (9) 事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であること。 具体的には、委託訓練実施要領及び仕様書に定める要件を全て満たしていること。
- (10) 教育訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師が講座を適正に運営するために十分確保されていること。具体的には、委託訓練実施要領及び仕様書に定める要件を全て満たしていること。
- (11) 実施しようとする教育訓練の目的・目標、カリキュラム内容、実施時間、実施場所等が、 求職者の職業能力の開発及び向上に資する教育訓練であって、真に就業に必要な教育訓練 と認められるとともに、適切な実施及び受講が可能なこと。具体的には、委託訓練実施要 領及び仕様書に定める要件を全て満たしていること。
- (12)次のいずれの事項にも該当しない者であること。
  - ①教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった者であって、当該事実が判明した日から3年を経過していない者
  - ②税法違反等、公序良俗に違反し、社会通年上、委託先機関とすることが相応しくないと 兵庫県立神戸高等技術専門学院(以下「学院長」という。)が判断した者
  - ③本県及び他自治体で実施した委託訓練事業において、偽りその他不正な行為を行い、または受けようとしたことが明らかとなり、当該不正行為に対する処分がなされた者であって、関係機関において不正行為に係る処分を通知した日から3年を経過していない者
- ④兵庫県立神戸高等技術専門学院(以下「学院」という。)が行う就職状況調査において 不正受給が発覚し、不正行為に係る処分を通知した日から3年を経過していない者

- ⑤これまでの委託訓練事業において、学院からの指示に従わなかった者
- ⑥その他公共職業訓練の委託先として明らかに適正を欠くと学院長が判断した者
- (13) 本事業は、委託訓練実施要領に基づき実施する事業であり、経費の算出や訓練実施に係る規定はこれによるものであるので、これを熟知し、訓練を実施できる機関であること。
- (14)長期高度人材育成コースを除き、厚生労働省策定「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を委託契約を締結する日から過去5年以内に受講したものが在籍している機関又はISO29990を取得している機関であること。
- (15)教育訓練を実施するにあたって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利、利益を侵害することがないような管理・運営を行うことができる機関であること。
- (16)事業実施にあたり法令等の規定による官公署の免許、許可、認可、指定等が必要な場合は、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (17)介護職員実務者研修及び介護職員初任者研修は、指定申請予定の場合でも応募可とする。 ただし、介護職員実務者研修については、兵庫県内に厚生労働大臣が指定した介護福祉 士実務者養成施設(実務者研修)を有し、介護福祉士実務者養成に係る教育訓練を提案 する月に開講できる機関であること。また、介護職員初任者研修にあっては、兵庫県内 で介護員養成研修事業者の指定を受け、介護員養成研修(介護職員初任者研修課程)に 係る教育訓練を提案する月に開講できる機関であること。

#### 4 企画提案に係る提出書類、提出部数及び提出期限等

(1) 提出書類及び提出部数

企画提案書として提出が必要な書類の種類及び提出部数は、仕様書のとおりとする。

- (2) 提出期限等
  - ①提出期限 令和3年1月28日(木)正午
  - ②企画提案書の提出先

<del>T</del>651-2102

神戸市西区学園東町5丁目2番 兵庫県立神戸高等技術専門学院 委託訓練課 電話番号 078-894-3730

③提出方法

事前連絡の上、直接提出(持参)とする。

- ※郵送も可とするが、その場合は、封筒に「委託訓練事業企画提案書在中」と表記し、書留郵便等配達記録が残るように郵送すること。(上記①の提出期限に必着すること。)
- ④提出にあたっての留意事項
  - ア 仕様書に基づき企画提案書を作成・提出すること。
  - イ 企画提案書は、真に実施可能な訓練コースの数を踏まえて提出すること。<u>重複する訓練内容(コース)による提案可能な訓練コース数は3コースまでとする。</u>
  - ウ 受付時間は、平日の9時から16時までとする。
  - エ 提出された企画提案書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消を行うことはできない。また、返還も行わない。
  - オ 提出された企画提案書は、提出者に無断で使用しない。
  - カ 虚偽の記載をした企画提案書は、無効とする。
  - キ 必要に応じ記載内容を証明する書類の提出を求めることがある。
  - ク 前記(1) に示す全ての書類が提出されない場合は、審査の対象としない。
  - ケー企画提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

#### 5 評価の実施

- (1) 提出された企画提案書の内容等を確認するため、後記(2) の評価を行う前に、大学校(学院) 職員による実態調査を行う場合がある。
- (2) 学院内に設置する職業訓練委託業務審査会により、提出された企画提案書について、別紙「職業訓練委託業務審査会審査項目」、訓練実施時期、訓練実施場所等により総合的な評価を行い、原則として別添の区分(区分については、分野別に加え、開催地域区分を設けることがある。) ごとに選定し、契約候補者とする。これらにより、企画提案書が必ずしも採択されるとは限らないことを留意願いたいこと。
- (3) 評価結果は、企画提案書提出者に遅滞なく通知する。
  - (6月開講以降コースは、令和3年3月中旬以降に順次(予定))

# 6 審査基準

審査は、主に次の項目に基づいて行う。

なお、同一の訓練コースにおける就職率が2回連続して35%未満であった場合は、採択を行わないものとする。この他、過去の委託訓練における訓練受講生のアンケート結果等を加味する場合がある。

- (1) 訓練環境等
  - ①基本条件
  - ②教室設備
  - ③福利厚生
  - ④運営状況
- (2) 訓練内容等
  - ①訓練コース設定の必要性
  - ②カリキュラムの内容・指導方法等
- (3) 就職支援環境等
  - ①各種就職支援対策
  - ②就職相談室の設置状況
  - ③就職支援責任者等の配置状況
  - 4就職狀況
  - ⑤事務処理状況
  - ⑥クレームの対応状況
- (4) 訓練実施経費の見積金額

#### 7 契約

- (1) 本事業は、委託訓練実施要領に基づき実施する国庫受託事業であり、訓練実施年度における委託訓練実施要領の見直し、国庫受託条件及び国庫受託額の確定が契約締結の条件となるため、選考結果に関わらず、契約できない場合がある。また、令和3年度予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しないときは選考結果に関わらず契約できない場合がある。
- (2) 契約は、随時、契約候補者と協議の上契約を締結する。この際、訓練実施年度における 委託訓練実施要領の見直し等に伴い、採択された企画提案の内容、金額等について変更が 生じる場合がある。
- (3) 契約に当たり、契約候補者が暴力団もしくは暴力団員の統制する下にある者等の統制下にない者であること及び最低賃金額以上の賃金支払いをはじめ労働関係法令を遵守し、業務に関わる労働者の適正な労働条件を確保することについて、誓約する書類の提出を求める。(契約額が200万円未満の場合を除く。)
- (4) 契約締結日までに、契約候補者が、前記「3 参加資格」に定める資格がなくなった場

合は、契約を締結しないことがあり、また、契約締結後にあっては、契約を解除すること がある。

(5) 訓練の実施に当たり、応募者が企画提案書に記載された最少開講可能人数を下回った場合は、契約を解除することがある。ただし、開講を決定した後に辞退等の理由により最少開講可能人数を下回った場合にあっては、原則として訓練を実施すること。

# 離職者等再就職訓練事業仕様書 (各コース共通)

#### 1 総則

本仕様書は、兵庫県が実施する離職者等再就職訓練事業に係る企画提案の募集にあたり、すべてのコースに共通して必要な仕様を定めるものである。

また、その他コースごとに必要な仕様については別に定めるものとする。

なお、本事業は、委託訓練実施要領に基づき実施するものであるので、これらの仕様にない規定や経費の算出方法はこれによるものとする。

#### 2 訓練の実施場所

- (1) 原則として兵庫県内とする。
- (2) 訓練期間中は、原則として同一の実施場所とする(実習先を除く。)。

#### 3 訓練の設定・実施に関する条件

(1) 訓練対象者

公共職業安定所に求職申込みを行っている者であって、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者であること。

注)コースにより独自の条件があるので留意すること。

- (2) 訓練コースの設定
  - ア 教科内容は、職業能力開発促進法施行規則第 11 条の規定に基づく適切なものであって、次のいずれにも該当しないものであること。
    - (ア) 直接、職業能力の開発・向上に関連しないものや、一定の関連性があっても、一般 的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの、職業能力のごく一部を開発・向上す るに過ぎないもの、通常の就職に当たって特別の教育訓練を要しないもの。
    - (4) 概ね高等学校普通科の教育までで習得できる基礎的、入門的水準のもの。
    - (ウ) 通常の雇用・就業形態を勘案した場合、その職業能力を習得したとしても安定した 雇用・起業等に結びつくことが期待し難いもの。
    - (エ)業務独占又は業務独占的資格の存する職業に係るものであって、当該資格取得に資するために1年以上の訓練コース設定が必要なもの(「長期高度人材育成コース」を除く)。
    - (オ) 資格取得を目的としたもののうち、当該資格の社会的認知度が総じて低いもの、合格者数が相当程度少なく、かつ、総量規制がなされているもの、専ら公務員としての 就職の要件となっているもの。
    - (カ) 特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可避なもの。
    - (キ) その他、就業に必要な職業能力習得に資する訓練コース設定とするためには、委託 訓練実施要領に定める委託訓練期間、委託費等の要件に明らかに当てはまらないもの となるもの。
    - (ク) 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項に規定する船員の養成に係るもの。
    - (ケ) 夜間又は十日のみ訓練を実施するもの。
  - イ 講師は、実技にあっては訓練受講者15人までは1人、15人を超えるときは2人以上(助手を含む。)の配置を標準とし、学科にあっては訓練受講者30人までは1人の配置を標準とすること。
  - ウ 講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64

号)第30条の2第2項の規定に該当する者等(担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明かに有すると判断される者等を含む。)であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。

特に、IT・情報通信、パソコン操作、ソフトウェアスキル習得に関する訓練分野については、当該分野の専門的な指導経験及びIT機器導入の支援の業務等、日常的にIT機器の利用法等についてユーザーに説明する業務に従事した経験等が1年以上である等、講師として相応しい者であること。

- エ カリキュラム内容が、教育訓練の目標、仕上がり像と整合性を有するものであること。
- オ 教育訓練の目標、仕上がり像及びカリキュラム内容が真に就業に資するための技能・技術の習得であること。
- カ カリキュラムにパソコンを使用する内容を含む場合は、1人1台の割合で設置することとし、OS、ソフトウェアについては、使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。(eラーニングコースは除く)
- (3) 訓練受講希望者の募集

訓練受講希望者の募集は、原則として、学院が公共職業安定所の協力を得て行うこと。

- (4) 訓練受講者の選考
  - ア 訓練受講者の選考

受託者は、学院の要請に応じて、学院の行う訓練受講者の選考に参加すること。

イ 訓練受講希望者の応募状況等に応じた措置

訓練受講者の数は、定員にかかわらず、応募状況等により減員する場合があること。 また、受託者は、著しく訓練受講の応募者が少ない場合は、受託業務の実施に関し、 学院との間で、別途協議を行うことができる。

(5) 訓練実施に当たっての留意事項

# ア 訓練の運営等

訓練運営にあたって、施設・設備及び訓練指導体制等の訓練全般に係る責任者1名を 訓練開設校舎ごとに配置し、また訓練受講者からの問い合わせ等に常時対応する窓口と しての事務担当者を1名以上配置すること。

イ 教室の設備等

教室の面積は、訓練受講者1人当たり1.65平方メートル以上を確保することとし、 教室及び自習用教室は全面禁煙とすること。

ウ 訓練受講者への対応

受託者は、訓練期間中及び訓練終了後から3か月後までの間についても、訓練受講者からの苦情、各種手続、その他の問い合わせ等のための体制整備を図ること。

(6) 就職支援

ア 公共職業安定所が行う就職支援の活用 (e ラーニングコースは除く)

受託者は、原則として訓練修了日の概ね1か月前から訓練修了日の間で、訓練受講者 が公共職業安定所で就職支援を受けるための日(以下「就職支援日」という。)を設定 し、学院を通じて公共職業安定所へ通知するとともに、訓練受講者に対し就職支援を受 けるよう勧奨すること。

なお、就職支援日については、可能な限り月の第3週を外して設定すること。

イ 就職支援の実施

受託者は、訓練期間中及び訓練終了後を通じて訓練受講者全員を就職させるための就職支援策を、次のとおり実施すること。

なお、受託者は、就職支援の実施に当たって、学院が公共職業安定所等から収集した 求人情報その他企業等における求人ニーズに関する情報提供の活用を図ること。

# (ア) 必須項目

職務経歴書・履歴書の作成指導、求人情報の提供、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び能力評価、就職支援責任者による就職支援に係る管理等

(イ) 企画提案により実施する項目

就職相談室の設置、就職支援担当者の配置、面接指導、職業相談、求人開拓、職業紹介(許可を受け、又は届出をしている場合)の実施等

ウ ジョブ・カード作成アドバイザーの配置

受託者は、ジョブ・カード作成アドバイザー(ジョブ・カード講習の修了者であり、厚生労働省又は同省から委託を受けた団体に登録されている者。以下同じ。)又はキャリアコンサルタント(職業能力開発促進法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント。以下同じ。)を配置し、厚生労働省が定める「ジョブ・カード制度」により訓練受講者に対するジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び能力評価を行うこと。

なお、実施に当たっては、別添「ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び能力評価について」によること。

#### エ 就職支援責任者の配置

就職支援責任者を1人以上配置し、受託者の訓練実施場所(学校)において、原則として訓練実施日数の50%以上の日数の就職支援に係る管理業務等を行うこと。

なお、就職支援に係る管理業務等は、次に掲げる業務とし、就職支援担当者と兼ねることができる。

また、就職支援責任者は、キャリアコンサルタント又は、ジョブ・カード作成アドバイザーであることが望ましいこと

- (ア) 過去の就職実績等を踏まえて、訓練受講者に対する就職支援を企画、立案すること。
- (4) 訓練受講者に対するキャリア・コンサルティング、ジョブ・カードの作成等の就職 支援が適切に実施されるよう管理すること。
- (ウ) 就職支援に関し、学院及び公共職業安定所等の関係機関並びに訓練修了者の就職先 候補となる事業主、事業主団体等と連携し、求人情報を確保又は提供し、訓練修了者 に情報提供を行うこと。
- (エ) 訓練修了者及び就職を理由として中途退校した者の就職状況を把握、管理するとと もに、公共職業安定所に情報提供すること。

#### (7) 訓練実施状況等の報告等

#### ア 訓練実施状況の報告等

受託者は、委託契約に基づく訓練実施状況に係る報告を行うとともに、学院が行う調査 (訓練受講者の出席状況、実施した訓練内容、就職支援の内容等) に応じること。

#### イ 就職状況に係る報告等

受託者は、委託契約に基づく就職支援に係る報告等を行うこと。

なお、就職支援経費に係る就職状況調査の報告方法等については、受託決定後、学院から説明を行う。

#### (8) 安全衛生

受託者は、訓練を実施するに当たり、職業訓練上又は通所途上の事故の防止等、訓練受講者の安全衛生については十分配慮すること。

# (9) 個人情報の管理

ア 受託者は、訓練受講者の状況、就職状況調査の内容は、訓練受講者の個人情報である

ため、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)に基づく、個人情報 の適切な管理をすること。

- イ 受託者は、受託業務の実施に当たって知り得た訓練受講者に関する個人情報について は、第三者に漏らしてはならないこと。
- ウ 受託者は、その他個人情報の管理については、別添「個人情報取扱特記事項」による こと。
- (10) 適正な労働条件の確保
  - ア 受託者は、受託業務の実施に当たっては、労働関係法令を遵守すること等により、労働者に対する最低賃金額以上の賃金の支払その他労働者の適正な労働条件を確保すること。
  - イ 受託者は、その他適正な労働条件の確保については、別添「適正な労働条件の確保に 関する特記事項」によること。
- (11) 職業訓練受講給付金に係る事務処理

求職者支援制度の職業訓練受講給付金に係る事務処理については、受託者が行うこと。 なお、公共職業安定所長の支援指示を受けた訓練受講者の指定来所日については、別 添「求職者支援制度に係る指定来所日一覧表」のとおりであるので、カリキュラムを設 定するに当たって参考とすること。

# 3 託児サービスの提供

託児サービスの提供を行う場合は、次のとおりとする。

なお、「長期高度人材育成コース」及び「eラーニングコース」では託児サービスの提供は行わない。

(1) 対象者

就学前の児童の保護者であって、訓練を受講することによって、当該児童を保育することができない者、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育できない者であり、大学校(学院)が利用希望者から提出された託児サービス利用申込書等に基づき、託児サービスの利用が必要であると認めた者であること。

(2) 託児サービスの提供内容

次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

(ア) 施設内託児サービス

委託訓練を実施する機関(以下「訓練実施場所」という。)の施設内において、 訓練実施機関自らが又は委託により、託児サービスを提供する。

(イ) 施設外託児サービス

訓練実施場所の施設外において、訓練実施機関自らが又は委託により、託児サービスを提供する。この場合であっても、原則として訓練受講者自らが施設外託児サービス提供場所まで児童の送迎を行う必要があること。

(3) 託児サービスを実施する施設の基準

託児サービスを実施する施設は、児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設であること。

なお、授乳・補水補助については託児サービス提供内容に含めるものとすること。

- (ア) 保育所(保育所型認定こども園を含む。) (児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準(昭和23年厚生労働省令第63号)を満たしているものであって、原則として、 保育所で行われる一時預かり事業に限る。)
- (4) 小規模保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生 労働省令第 61 号)を満たしているものであって、原則として、小規模保育事業で行 われる一時預かり事業に限る。)

- (ウ) 家庭的保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として、家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。)
- (エ) 幼保連携型認定こども園(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)を満たしているものであって、原則として、幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。)
- (オ) 認可外保育施設(幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む。)(認可外保育施設指導監督基準の実施について(平成13年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第177号)を満たしているものに限る。)
- (カ) 一時預かり事業を行う施設(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に 規定する基準を満たしているものに限る。)
- (4) 託児サービスの提供に当たっての留意事項
  - ア 託児サービス内容の説明等

受託者は、託児サービスの利用希望者に対して、提供される託児サービスを利用するための契約内容及びその履行に関する事項について説明し、契約内容を記載した書面を託児サービスの利用希望者に交付すること。

#### 【書面交付事項】

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び所在地
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先
- イ 託児サービス内容の掲示

受託者は、利用者の見やすい場所にその施設の概要や提供するサービス内容を掲示すること。

#### 【掲示内容】

- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の名称及び所在地
- ・事業を開始した年月日
- ・開所している時間
- ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に 関する事項
- 入所定員
- ・保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ウ 託児サービスに関する保険等の加入

託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に加入すること(保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの)。

エ 関係法令等の遵守

児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

オ 託児サービスの実施に係る報告等

託児サービスの実施に係る日誌を作成し、報告すること。

### 4 企画提案書の提出

- (1) 企画提案書は、訓練実施場所(学校)ごと、訓練コースごとに作成・提出すること。
- (2) 企画提案書は、以下の書類をもって構成し、各1部を提出すること。
  - ア 企画提案書
  - イ 誓約書(様式1)
  - ウ 委託訓練の要素別点検表(様式2)
  - エ 実施施設の概要(様式3) (eラーニングコースは、別添も)
  - オ 委託訓練カリキュラム(様式4) (eラーニングコースは、様式4-2及び同別添も)
  - カ 訓練コース設定趣意書(様式5)
  - キ 講師予定者名簿(様式6)
  - ク 使用教材一覧(様式7)
  - ケ 各種就職支援の実施状況(様式8)
  - コ 実習予定先一覧表 (様式9) (実習を伴う場合のみ)
  - サ 見積書 (様式 10)
  - シ 配置図、写真(建物外観、教室、相談スペース、事務所)
  - ス 兵庫県納税証明書 様式(3) (発行日から3か月以内のもの)
    - ・公益法人等または兵庫県内に事業所がない場合は、県が定める誓約書を提出すること。
    - ・県の「入札参加資格者名簿」に登録されている者は、納税証明書等の添付を要さない。
  - セ 職業訓練サービスガイドライン研修の修了書(写) (該当者がいる場合)
  - ソ ジョブ・カード作成アドバイザーの配置を確認できる書類(ジョブ・カード作成アド バイザーであることを証する書類)
  - タ 介護員養成研修の指定通知書(写)(※介護職員実務者研修又は介護職員初任者研修 に係る訓練を提案する場合。申請中(予定)の場合は、「指定通知書」が発行され次第、 すみやかに提出すること)
    - ※1 必要に応じ、直近年度の決算書(B/S、P/L、キャッシュフロー計算書)や 資本等を証する書類(残高証明書等)の提出を求める場合がある。
    - ※2 イ、シ(同一の場合)、ス及びセについては、提案者ごとに提出で可。

【以下は、託児サービス付き訓練に限る。】

- チ 託児サービスの内容及び提供施設の概要等(様式11)
- ツ 託児サービスを提供する場所に関する不動産登記簿謄本又は賃貸借契約書等(写)
- テ 認可外保育施設指導監督基準チェック表 (様式 12)
  - ※都道府県知事が証明する「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を有する場合は、その写しも提出すること。
- ト 託児サービスに係る傷害保険、賠償責任保険等の加入証明書(写)(保育を受ける児 童及び保育者の双方を対象としたもの)

#### 5 その他

委託訓練実施要領及び仕様書に定めのない軽微なものについては、学院の指示に従うこと。

また、受託者は、採択された企画提案書に記載した内容(受託者と学院との協議により変更した場合は、変更後の内容)に基づき、業務を実施すること。

# 離職者等再就職訓練事業 長期高度人材育成コース(IT実践コース)仕様書

#### 1 委託業務名

離職者等再就職訓練事業 長期高度人材育成コース (IT 実践コース)

# 2 事業の概要

離職者等再就職訓練(以下「訓練」という。)のうち、I Tスキルの習得により、これを 活かした職種への正社員就職を目指す高度な知識及び技能を習得する長期のコースを実施 するにあたり、兵庫県立神戸高等技術専門学院(以下「学院」という。)が、教育訓練機関 等から企画を募集し、訓練の実施を委託する。

#### 3 契約に関する事項

訓練期間は、1年以上1.5年以下とし、契約は年度ごとに行う。

#### 4 受託業務に要する経費

受託業務に要する経費については、委託料及び報償費として受託者へ支払うものとする。

# (1) 訓練実施経費

区 分	1人1月当たりの上限額 (外税)
訓練実施経費	120,000円

訓練実施経費は、個々の経費の積み上げによる実費とし、訓練の実施に当たって直接的に必要となる経費の他、訓練の実施に伴う業務、就職支援等に要する経費を含むものであり、訓練に必要な経費を積み上げた月額単価と受託者における一般の受講者訓練コースの授業料等を比較する等、一般の訓練コースにおける授業料等も勘案した上で、合理的な額を設定すること。

なお、国家資格等の受験料や手数料等については、訓練受講者の負担とすること。 また、受託者が当該上限単価を超えて設定しようとする場合は、委託費の内訳等を明ら かにした書類を作成し、当該単価設定の根拠を客観的に確認できるようにすること。

#### (2) 定着支援費

区 分	1人1月当たりの上限額(外税)
定着支援費	50,000円

訓練修了後3か月以内に就職した者((内定、日雇い、1週間の所定労働時間が20時間未満の雇用契約及び自営を除く)。以下「修了就職者」という。)について、就職後の定着支援として、5(8)に定める業務を行い、就職後6か月間(就職した日から起算して180日間)継続して雇用されていた場合に、定着支援に必要な経費相当額として、支払うものとする。

#### (3) 経費算出に係る留意事項

訓練実施経費は、訓練受講者1人につき暦に従って訓練開始後1か月毎に算定するものとし、当該1か月毎の算定において、あらかじめ定められた訓練時間の80%に相当する時間の訓練を受講していない場合は、当該訓練受講者の1か月間における訓練実施経費を支払しないものとする。

また、訓練期間中に、夏季冬季等の休暇により訓練すべき日数がない月がある場合、当

該月は訓練実施経費の支払対象とするものとする。

#### (4) 受講料

受託者は、訓練受講者から受講料を徴してはならないこと。ただし、訓練受講者の所有となる教科書、教材等に要する経費については、別途協議の上、訓練受講者本人の負担とするものとする。

なお、本人負担は、訓練に真に必要なものに限定するとともに低廉な額となるよう配慮すること。

#### (5) 支払い

訓練実施経費は訓練終了後に、定着支援費は訓練コースの定着支援状況報告後に支払うことを原則とするが、訓練実施経費については、3か月間を単位として部分払を行うことができるものとし、全訓練期間によらず、当該支払の対象となる3か月間による算定を行う。

### 5 訓練の設定・実施に関する条件

(1) 訓練の目的

正社員就職を希望する非正規雇用労働者等が安定した雇用環境への転換を図るため、企業が求める国家資格の取得等高い職業能力を習得し、正社員就職の実現をめざすことを目的とする。

(2) 訓練対象者

「各コース共通」仕様書に記載の3(1)に加え、次のいずれにも該当する者であること。 ア 概ね55歳未満の者

イ 有期労働契約などによる非正規雇用労働者など、就業経験において不安定就労の期間 が長いことや、安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった者又は出 産・育児等により長期間離職していた女性等

- ウ ITスキルに関する高い知識及び技能を習得し正社員就職を希望する者
- エ 当該訓練を修了し対象資格等を取得する明確な意思を有する者
- オ ハローワークにおける職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、職業経験の棚卸し及び職業生活設計等の結果、当該訓練の受講が必要と認められる者
- (3) 定員

設定コースは1コースとし、定員は1人以上5名以下で設定する。

(4) 訓練コースの設定

訓練は、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規定する 普通課程の普通職業訓練(通信の方法によって行う訓練を除く。)として求職者向けに必 要な知識・技能等の職業能力を付与するものであり、高度なITスキルの習得により正社 員就職に優位な職業訓練として、以下のいずれかに該当するものであること。

- ア 公的職業資格のうち業務独占資格又は名称独占資格の取得を訓練目標とするもの
- イ 経済産業省により公表されている「ITスキル標準(ITSS)」において「要求された作業を全て独力で遂行する」ことが出来ることとされているレベル3(ミドルレベル)相当以上の資格取得を目標とするもの
- ウ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実 践専門課程の認定に関する規程(平成25年文部科学省告示第133号)に基づき文部科 学大臣が職業実践専門課程として認定したもの(別表のとおり)
- エ 学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指すものなお、訓練を設定しようとする地域の職業能力開発施設で実施していない職業訓練であるものとし、ア及びイについては、訓練期間中に資格試験の受験を行うものであり、その

合格発表までの期間においても適切に訓練が実施されるものであること。

#### (5) 訓練設定時間及び訓練期間

1年間の総訓練時間は1,400時間以上であること。また、訓練期間は1年以上1. 5年以下とすること。

ただし、文部科学大臣が認定する職業実践専門課程であるもの、学校教育法に基づく専門職大学院における専門職学位課程であるもの及び訓練実施機関の一般の受講者における直近2年間の国家資格等合格率が概ね全国平均以上であるものについては、1年間の総訓練時間を700時間以上とすることができるものとする。

なお、訓練時間については、50分以上60分未満(休憩時間を除く。)を1時間として算定して差し支えないものとする。

- 注1) 入校式や修了式は訓練時間から除くこと。ただし、訓練期間には含むこととし、入校式後に行うオリエンテーション等の時間は訓練時間に含まれること。
- 注2) 訓練の時限ごとに適宜休憩時間を、昼食休憩時間については、45分から60分の間で設定することとし、その間の休憩時間が確保されること。
- 注3) ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングについては、訓練時間に含めて差し支えないこと。

#### (6) 実施体制

受託者は、一般向けに既に開設している教育訓練について、その定員の一部に当該訓練 <u>コースの対象者を入校させた上で同一環境下において実施して差し支えない</u>ものとする。 なお、既に開設している教育訓練と区分した、いわゆる集合型の実施体制によることを 妨げるものではないものとする。

#### (7) 訓練実施に当たっての留意事項

#### ア 受託の要件について

受託には、以下の要件を満たす必要があるものとする。

- (ア) 提案するコースは、本コースを受託するために新たに作られるコースでないこと。
- (4) 提案するコースにおける過去2年間(平成30年度及び令和元年度)の実績において、高い実績(正社員就職率80%以上を基準とする。)が必要であること。
- (ウ) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第101条の2の7第2号に規定する専門実践教育訓練の運営における不適正な行為等により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者でないこと。
- (エ) その他資格コースの科目受託先機関は、兵庫県内に養成施設を有する学校法人等とし、①当該訓練の受講修了により業務独占資格又は名称独占資格の国家試験の合格レベルを仕上がり像とするもの、②独立行政法人情報処 理推進機構が作成する I Tスキル標準レベル3相当以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とするもの、③専修学校の専門課程であって、文部科学大臣が認定する職業実践専門課程の 修了をめざすもの、④学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了をめざすもの、のいずれかに該当する職業訓練を令和3年4月に開講できる機関であること。

#### イ 修了要件

(4) ア及びイにより実施する訓練については、総訓練設定時間の80%以上の訓練受講時間があり、且つ設定した資格の取得を修了の要件とすること。(修了要件を満たさないことが確認された場合、資格を取得できなかった時点(不合格となった時点)で修了要件を満たさないため、その時点で退校とすること。)ただし、法律に基づき養成施設等の指定を受けている受託者が実施する訓練については、修了の要件を当該指定の要件となる養成課程の修了(卒業)要件に適合するものとすること。

また、(4) ウ及びエにより実施するものについては、文部科学大臣の認定及び法律の基

準に基づき設定される課程であることに鑑み、受託者の定める卒業要件を修了要件とすること。

#### (8) 定着支援

受託者は、修了就職者を対象に、以下の支援を行うこと。

# ア就業状況確認

就職後6か月間において、最低月に1回以上の頻度で修了就職者に就業状況を対面、 電話又はメールなどによりヒアリングを行うこと。また、離職し求職中であることを把握した場合には、安定所の利用等を促すこと。

### イ フォローアップ

アにより、受講した職業訓練において習得した知識又は技能について、修了就職者が 課題を抱えていることが認められた場合は、適切な助言又は必要に応じて補講などを行 うこと。なお、この場合の補講において、発生する費用は、あらかじめ修了就職者の同 意を得た上で自己負担として実施すること。

#### ウ 定着者数の把握及び報告

修了就職者が就職後6か月間(就職した日から起算して180日間)継続して雇用されているかどうかを、修了就職者から就業状況報告書の提出により把握を行うとともに、委託者に対し当該把握結果を訓練修了日の翌日から起算して290日以内に報告すること。

#### 離職者等再就職訓練事業(知識等習得コース)仕様書

#### 1 委託業務名

離職者等再就職訓練事業(知識等習得コース)

#### 2 事業の概要

離職者等再就職訓練(以下「訓練」という。)のうち、就職に必要な知識・技能等の職業能力を付与するためのコースを実施するにあたり、兵庫県立神戸高等技術専門学院(以下「学院」という。)が、教育訓練機関等から企画を募集し、訓練の実施を委託する。

#### 3 受託業務に要する経費

受託業務に要する経費については、委託料及び報償費として受託者へ支払うものとする。

#### (1) 訓練実施経費

区 分	1人1月当たりの上限額(外税)
訓練実施経費	50,000円

訓練実施経費は、個々の経費の積み上げによる実費とし、訓練の実施に当たって直接的に必要となる経費の他、訓練の実施に伴う業務等に要する経費を含むものとする。

#### (2) 託児サービスに係る経費

区 分	児童1人1月当たりの上限額 (外税)
託児サービスに係る経費	66, 000円

託児サービスを提供する場合の託児サービスに係る経費の単価は、<u>託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価と同額</u>(受託者が訓練受講者のみに対して託児サービスを提供する場合は個々の積み上げによる実費)とする。

また、一時的利用期間及び算定基礎月((4)を参照)が 1 月に満たない期間の単価は、1 日当たり 3,300 円 (外税)を上限とし、この場合でも当該期間の単価の合計額は 66,000 円 (外税)を上限とする。

#### (3) 就職支援経費

基 準	1人1月当たりの上限額(外税)
就職率80%以上	20,000円
就職率60%以上80%未満	10,000円
就職率60%未満	(支給しない)

就職支援経費は、訓練受講者数(中途退校者を含む。)に、次の基準により算出した就職 支援経費就職率に応じた単価及び訓練実施月数(訓練修了月を含む直近3か月を上限とす る。)を乗じて算出するものとする。

(注1) 対象就職者は、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内に、就職(中途退校就

職を含む。)又は内定した者のうち、「雇用期間の定め無し」又は「4か月(120日)以上」の雇用期間により就職した者で、「週の所定労働時間が 20 時間以上であること」が雇用契約書等の写しの提出により確認できた者、又は就職状況報告書への週の所定労働時間数の記載と、就職先にその内容の確認ができた者、及び自営を開始した者とする。

- (注2) 就職した者のうち、一般労働者派遣事業(登録型派遣事業)により派遣される場合の対象就職者は、訓練修了後3か月以内に派遣先に就業(就業予定は除く)した者に限る。
- (注3) 自営を開始した者は、訓練終了後3か月以内に設立又は開業し、かつ法人設立届 出書又は個人事業開廃届出書の写しを提出した者に限る。
- (注4) 受託者又はその関連事業主に雇用された場合の対象就職者は、雇用保険の加入者であって、受託者の就職支援業務実施結果報告書の提出の際に、雇用保険被保険者資格取得確認通知書(雇用保険被保険者資格取得届等受理後に公共職業安定所長から事業主に交付)の写しが提出された者に限る。

(注5) 内定は、訓練修了者からの就職状況報告に就職予定日が記載された者に限る。

#### (4) 経費算出に係る留意事項

訓練実施経費及び就職支援経費は、訓練受講者1人につき訓練開始後1か月(訓練開始日又はそれに応当する日を起算日とし、翌月の応当する日の前日までの区切られた期間を1か月として取り扱う。以下「算定基礎月」という。)毎に算定することとし、当該算定基礎月において、あらかじめ定められた訓練時間の80%に相当する時間の訓練を受講していない場合は、当該訓練受講者の1か月間における訓練実施経費及び就職支援経費を支払しないものとする。ただし、算定基礎月において、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間(訓練生が中途退校した場合は退校までの期間)における訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払うものとする。

また、1か月当たりの訓練時間(就職支援の実施時間を含む。以下同じ。)が100時間未満のもの(祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除く)にあっては、訓練実施経費及び就職支援経費の1人1月当たりの価格を訓練時間の割合で按分するものとする。

なお、託児サービスに係る経費は、託児児童毎に支払われるものであり、これらの要件 は適用されない。

#### (5) 受講料

受託者は、訓練受講者から受講料を徴してはならないこと。ただし、訓練受講者の所有となる教科書、教材等に要する経費については、訓練受講者本人の負担とするものとする。 なお、本人負担は、訓練に真に必要なものに限定するとともに低廉な額となるよう配慮することとし、20,000円(内税)を上限とするものとする。

(6) 訓練受講者による託児サービスに係る経費の負担

受託者は、訓練受講者から託児サービスに係る経費を徴してはならないこと。ただし、 託児サービスに含まれない食事・軽食(ミルク、おやつを含む。)代、おむつ代等、実費 分については、訓練受講者(保護者)の負担とするものとする。

#### (7) 支払い

訓練実施経費及び託児サービスに係る経費は訓練終了後に、就職支援経費は訓練コース 毎の就職状況報告に基づく就職支援経費就職率が確定した後に支払うことを原則とする が、訓練実施経費については、3か月間を単位として部分払を行うことができるものとし、 全訓練期間によらず、当該支払の対象となる3か月間による算定を行う。

また、3か月を超える訓練コースの就職支援経費の算定に当たっては、修了月を含む直近の3か月間を算定基礎月とするものとする。

(8) 厚生労働省の令和3年度概算要求に盛り込まれている「雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援パッケージ」の取り扱いに関しては、別添の「介護分野・障害福祉分野への就職支援パッケージの取り扱いについて」のとおりとする。制度の利用を希望する場合は、職場見学等実施計画書を兵庫県離職者等再就職訓練事業(公共職業訓練)企画提案募集要領に定める提出期限までに提出すること。なお、今後新たな取り扱いや細則が厚生労働省から示された場合は、厚生労働省が示す取り扱いおよび細則によることとする。

#### 4 訓練の設定・実施に関する条件

(1) 定員

1訓練コースの定員は、概ね10人から20人で設定すること。ただし、訓練生1人当たりの教室面積が、概ね3 が以上を確認できる場合はこの限りではない。

なお、学院の実施計画数と選定結果を勘案し、学院が受託希望者と協議し定員を変更する場合がある。

- (2) 託児サービスの提供及び託児サービスに係る定員 訓練の実施とともに託児サービスを提供することができる。
  - この場合の託児サービスの定員は、5人以上の児童が利用できるよう設定に努めること。託児サービスの定員を考慮し、訓練受講者の選考を行う。

<u>なお、複数者から同種又は類似の訓練コースの提案があった場合における選考に当たっ</u>て、託児サービスの提供を設定した企画提案を優先する場合がある。

- (3) 訓練コースの設定
  - ア 職場を活用した実習等による訓練の比率が9割未満のコースとし、求職者の就職促進 に資する知識等習得コースであること。
  - イ 訓練の受講により訓練受講者全員が就職できるようになることが見込まれる訓練コース の内容であること。
  - ウ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規定する短期課程の普通職業訓練(通信の方法によって行う訓練を除く。)として求職者向けに必要な知識・技能等の職業能力を付与するものであること。
  - エ 1訓練コース1カ月当たり100時間以上の訓練カリキュラムを標準とすること。 また、訓練時間に含める就職支援の実施時間数は、原則として、訓練1か月当たり8時間以下、3か月を超える訓練については、延べ24時間以下とする。

なお、訓練時間については、50分以上60分未満(休憩時間を除く。)を1時間と して算定して差し支えないこと。

- 注1) 1訓練コースの総訓練時間が50時間以上で、訓練期間が1か月超1年以下であること。
- 注2) 年度をまたぐ訓練コースを除き、令和4年3月末までに訓練が終了すること。
- 注3) 訓練期間の設定に当たっては、訓練開始日を起算日として、その起算日に応当する日の前日を訓練終了日に設定すること等により、1 か月当たりの訓練日数が1 6日以上又は訓練時間が9 6時間以上となるように配慮すること。(例:訓練開始日8/10 → 訓練終了日11/9)
- 注4) 入校式や修了式は訓練時間から除くこと。ただし、訓練期間には含むこととし、 入校式後に行うオリエンテーション等の時間は訓練時間に含まれること。
- 注5) 訓練の時限ごとに適宜休憩時間を、昼食休憩時間については、45分から60分の間で設定することとし、その間の休憩時間が確保されること。
- 注6) ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングについては、訓練時間 に含めて差し支えないこと。(就職支援の実施時間数の上限を超えても差し支え

ない。)

- オ 介護分野などテレワークによる就労が想定できない分野以外の分野で訓練コースを 設定するときは、テレワークによる働き方に必要な知識・技能 (Web 会議システムの操 作方法、総務省が定めるテレワークセキュリティガイドライン、その他在宅勤務におけ る自己管理の方法など、テレワークの留意点)の全部または一部が習得できる訓練カリ キュラムとすること。ただし、上記知識・技能に関する内容を訓練カリキュラムに全く 盛り込めない場合は、学院に協議すること。
- (4) 訓練実施に当たっての留意事項

#### ア 訓練修了の要件

訓練受講者があらかじめ定められた訓練時間を受講し、訓練終了時に訓練受講者の保有する技能及びこれに関する知識の程度が、修了に値すると認められる場合に訓練を修了させること。なお、所定の訓練以外に補講等を実施し、その結果修了に値すると認められた場合にも、訓練を修了させることができること。ただし、訓練終了日以降に実施する補講等は除く。

また、訓練受講者が疾病その他やむを得ない事由により所定の訓練の一部を受けていない場合については、受講時間が、教科編成においてあらかじめ定められた「学科」及び「実技」の訓練時間の<u>それぞれ80%に相当する時間以上</u>で、かつ当該訓練受講者の保有する技能及びこれに関する知識の程度が、修了に値すると認められる場合に訓練を修了させることができること。

訓練修了の要件の確認において、「学科」と「実技」を区分して受講時間を算定することから、委託訓練の実施に当たっては、以下の点に注意して、教科目を設定すること。

- (ア) 「学科」は専門的な知識・技術を習得するために講義形式で行う科目とし、「実技」は、訓練受講者自らが実際に練習や演習を行う科目とする。 (例えば、I T応用コースでは、ほとんどが実技となる。)
- (4) 科目名称及び科目内容は、習得する知識や技能を端的に表すように配慮し、「学科」と「実技」が明確に判別できるようにする。(実技の例:○○演習、○○実習など、実技であることを示すキーワードを科目名又は科目内容の語尾に加える。)
- (ウ) 職場実習は、原則として「実技」に区分する。
- (エ) オリエンテーション、就職支援は、原則として「学科」に含めるが、講義形式によらないカリキュラムにあっては、「実技」に含めて差し支えない。

(実技に含める科目内容の例:職場見学、職業体験、コミュニケーション能力実習、 ビジネスマナー実習等)

# 離職者等再就職訓練事業 知識等習得コース(育児等との両立に配慮した再就職支援コース)仕様書

#### 1 委託業務名

離職者等再就職訓練事業 知識等習得コース (育児等との両立に配慮した再就職支援コース)

#### 2 事業の概要

離職者等再就職訓練(以下「訓練」という。)のうち、<u>育児等により1日あたりの職業訓練の受講時間に一定の配慮が必要と認められる者を対象として、</u>就職に必要な知識・技能等の職業能力を付与するためのコースを実施するにあたり、兵庫県立神戸高等技術専門学院(以下「学院」という。)が、教育訓練機関等から企画を募集し、訓練の実施を委託する。

#### 3 受託業務に要する経費

受託業務に要する経費については、委託料及び報償費として受託者へ支払うものとする。 (1) 訓練実施経費

区 分	1人1月当たりの上限額(外税)
訓練実施経費	50,000円

訓練実施経費は、個々の経費の積み上げによる実費とし、訓練の実施に当たって直接的に必要となる経費の他、訓練の実施に伴う業務等に要する経費を含むものとする。

# (2) 託児サービスに係る経費

区 分	児童1人1月当たりの上限額(外税)
託児サービスに係る経費	66, 000円

託児サービスを提供する場合の託児サービスに係る経費の単価は、<u>託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価と同額</u>(受託者が訓練受講者のみに対して託児サービスを提供する場合は個々の積み上げによる実費)とする。

また、一時的利用期間及び算定基礎月((4)を参照)が 1 月に満たない期間の単価は、1 日当たり 3,300 円 (外税)を上限とし、この場合でも当該期間の単価の合計額は 66,000 円 (外税)を上限とする。

#### (3) 就職支援経費

基準	1人1月当たりの上限額(外税)
就職率80%以上	20, 000円
就職率60%以上80%未満	10, 000円
就職率60%未満	(支給しない)

就職支援経費は、訓練受講者数(中途退校者を含む。)に、次の基準により算出した就職 支援経費就職率に応じた単価及び訓練実施月数(訓練修了月を含む直近3か月を上限とす る。)を乗じて算出するものとする。

- (注1) 対象就職者は、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内に、就職(中途退校就職を含む。) 又は内定した者のうち、「雇用期間の定め無し」又は「4か月(120日)以上」の雇用期間により就職した者で、「週の所定労働時間が20時間以上であること」が雇用契約書等の写しの提出により確認できた者、又は就職状況報告書への週の所定労働時間数の記載と、就職先にその内容の確認ができた者、及び自営を開始した者とする。
- (注2) 就職した者のうち、一般労働者派遣事業(登録型派遣事業)により派遣される場合の対象就職者は、訓練修了後3か月以内に派遣先に就業(就業予定は除く)した者に限る。
- (注3) 自営を開始した者は、訓練終了後3か月以内に設立又は開業し、かつ法人設立届 出書又は個人事業開廃届出書の写しを提出した者に限る。
- (注4) 受託者又はその関連事業主に雇用された場合の対象就職者は、雇用保険の加入者であって、受託者の就職支援業務実施結果報告書の提出の際に、雇用保険被保険者資格取得確認通知書(雇用保険被保険者資格取得届等受理後に公共職業安定所長から事業主に交付)の写しが提出された者に限る。
- (注5) 内定は、訓練修了者からの就職状況報告に就職予定日が記載された者に限る。

#### (4) 経費算出に係る留意事項

訓練実施経費及び就職支援経費は、訓練受講者1人につき訓練開始後1か月(訓練開始日又はそれに応答する日を起算日とし、翌月の応答する日の前日までの区切られた期間を1か月として取り扱う。以下「算定基礎月」という。)毎に算定することとし、当該算定基礎月において、あらかじめ定められた訓練時間の80%に相当する時間の訓練を受講していない場合は、当該訓練受講者の1か月間における訓練実施経費及び就職支援経費を支払しないものとする。

また、1か月当たりの訓練時間(就職支援の実施時間を含む。以下同じ。)が100時間未満のもの(祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除く)にあっては、訓練実施経費及び就職支援経費の1人1月当たりの価格を訓練時間の割合で按分するものとする。

なお、託児サービスに係る経費は、託児児童毎に支払われるものであり、これらの要件は適用されない。

#### (5) 受講料

受託者は、訓練受講者から受講料を徴してはならないこと。ただし、訓練受講者の所有となる教科書、教材等に要する経費については、訓練受講者本人の負担とするものとする。 なお、本人負担は、訓練に真に必要なものに限定するとともに低廉な額となるよう配慮することとし、20,000円(内税)を上限とするものとする。

(6) 訓練受講者による託児サービスに係る経費の負担

受託者は、訓練受講者から託児サービスに係る経費を徴してはならないこと。ただし、 託児サービスに含まれない食事・軽食(ミルク、おやつを含む。)代、おむつ代等、実費 分については、訓練受講者(保護者)の負担とするものとする。

#### (7) 支払い

訓練実施経費及び託児サービスに係る経費は訓練終了後に、就職支援経費は訓練コース 毎の就職状況報告に基づく就職支援経費就職率が確定した後に支払うことを原則とする が、訓練実施経費については、3か月間を単位として部分払を行うことができるものとし、 全訓練期間によらず、当該支払の対象となる3か月間による算定を行う。

また、3か月を超える訓練コースの就職支援経費の算定に当たっては、修了月を含む直近の3か月間を算定基礎月とするものとする。

(8) 厚生労働省の令和3年度概算要求に盛り込まれている「雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援パッケージ」の取り扱いに関しては、別添の「介護分野・障害福祉分野への就職支援パッケージの取り扱いについて」のとおりとする。制度の利用を希望する場合は、職場見学等実施計画書を兵庫県離職者等再就職訓練事業(公共職業訓練)企画提案募集要領に定める提出期限までに提出すること。なお、今後新たな取り扱いや細則が厚生労働省から示された場合は、厚生労働省が示す取り扱いおよび細則によることとする。

#### 4 訓練の設定・実施に関する条件

(1) 訓練対象者

「各コース共通」仕様書に記載の3(1)に加え、次のいずれかに該当する者であること。 ア 乳児、幼児又は小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)に<u>就学している子を養</u> 育する者

- イ 家族(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76条)第2条第5号に規定する家族をいう。)を介護する者
- ウ その他特に配慮を必要とする者
- (2) 定員

1訓練コースの定員は、概ね10人から20人で設定すること。**ただし、訓練生1人当たりの教室面積が、概ね3㎡以上を確認できる場合はこの限りではない。** 

ただし、学院の実施計画数と選定結果を勘案し、学院が受託者と協議し定員を変更する場合がある。

(3) 託児サービスの提供及び託児サービスに係る定員 訓練の実施とともに託児サービスを提供することができる。

なお、託児サービスに係る定員は、訓練コース定員の半数以上の訓練受講者の児童が利用できるよう設定に努めること。(例:定員20人に対して可能な限り未就学児童10人以上の託児サービスを確保する。)

託児サービスは、訓練コース定員分の託児サービスを提供できることが望ましいがそれに限りがある場合、託児サービスを利用しない方の募集についても同時に行い、それぞれの範囲内で選考を行う。

- (4) 訓練コースの設定
  - ア 職場を活用した実習等による訓練の比率が9割未満のコースとし、求職者の就職促進 に資する知識等習得コースであること。
  - イ 育児等に従事する時間に配慮し、訓練設定時間間を通常よりも短くした訓練を設定することを可能とするが、対象者のニーズと地域の求人ニーズを踏まえて分野等を選定し訓練終了後に安定した就職に結びつくよう仕上がり像を明確に設定した内容であること。
  - ウ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規定する短期課程の普通職業訓練(通信の方法によって行う訓練を除く。)として求職者向けに必要な知識・技能等の職業能力を付与するものであること。
  - エ 1訓練コース1か月当たり80時間以上の訓練カリキュラムを標準とする。1日当たりの訓練時間を通常よりも短く設定した訓練コースの設定を可能とする。

また、訓練時間に含める就職支援の実施時間数は、原則として、訓練1か月当たり8時間以下とする。

なお、訓練時間については、45分以上60分未満(休憩時間を除く。)を1時間として算定して差し支えないこと。

- 注1) 令和4年3月末までに訓練が終了すること。
- 注2)訓練期間の設定に当たっては、訓練開始日を起算日として、その起算日に応答

する日の前日を訓練終了日に設定すること等により、1 か月当たりの訓練日数が 16 日以上又は訓練時間が96 時間以上となるように配慮すること。(例:訓練開始日 8/10 → 訓練終了日 11/9)

- 注3) 入校式や修了式は訓練時間から除くこと。ただし、訓練期間には含むこととし、入校式後に行うオリエンテーション等の時間は訓練時間に含まれること。
- 注4) 訓練の時限ごとに適宜休憩時間を、昼食休憩時間については、45分から 60分の間で設定 することとし、その間の休憩時間が確保されること。
- 注5) ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングについては、訓練時間に含めて差し支えないこと。 (就職支援の実施時間数の上限を超えても差し支えない。)
- オ 介護分野などテレワークによる就労が想定できない分野以外の分野で訓練コースを 設定するときは、テレワークによる働き方に必要な知識・技能 (Web 会議システムの操 作方法、総務省が定めるテレワークセキュリティガイドライン、その他在宅勤務におけ る自己管理の方法など、テレワークの留意点)の全部または一部が習得できる訓練カリ キュラムとすること。ただし、上記知識・技能に関する内容を訓練カリキュラムに全く 盛り込めない場合は、学院に協議すること。
- (5) 訓練実施に当たっての留意事項
- ア 訓練修了の要件イ 訓練修了の要件

訓練受講者があらかじめ定められた訓練時間を受講し、訓練終了時に訓練受講者の保有する技能及びこれに関する知識の程度が、修了に値すると認められる場合に訓練を修了させること。なお、所定の訓練以外に補講等を実施し、その結果修了に値すると認められた場合にも、訓練を修了させることができること。ただし、訓練終了日以降に実施する補講等は除く。

また、訓練受講者が疾病その他やむを得ない事由により所定の訓練の一部を受けていない場合については、受講時間が、教科編成においてあらかじめ定められた「学科」及び「実技」の訓練時間の<u>それぞれ80%に相当する時間以上</u>で、かつ当該訓練受講者の保有する技能及びこれに関する知識の程度が、修了に値すると認められる場合に訓練を修了させることができること。

訓練修了の要件の確認において、「学科」と「実技」を区分して受講時間を算定することから、委託訓練の実施に当たっては、以下の点に注意して、教科目を設定すること。

- (ア) 「学科」は専門的な知識・技術を習得するために講義形式で行う科目とし、「実技」は、訓練受講者自らが実際に練習や演習を行う科目とする。(例えば、I T応用コースでは、ほとんどが実技となる。)
- (イ) 科目名称及び科目内容は、習得する知識や技能を端的に表すように配慮し、「学科」と「実技」が明確に判別できるようにする。(実技の例:○○演習、○○実習など、実技であることを示すキーワードを科目名又は科目内容の語尾に加える。)
- (ウ) 職場実習は、原則として「実技」に区分する。
- (エ) オリエンテーション、就職支援は、原則として「学科」に含めるが、講義形式によらないカリキュラムにあっては、「実技」に含めて差し支えない。

(実技に含める科目内容の例:職場見学、職業体験、コミュニケーション能力実習、 ビジネスマナー実習等)

### 離職者等再就職訓練事業(定住外国人向け職業訓練コース)仕様書

#### 1 委託業務名

離職者等再就職訓練事業(定住外国人向け職業訓練コース)

#### 2 事業の概要

離職者等再就職訓練(以下「訓練」という。)のうち、定住外国人を対象として、就職に必要な知識・技能等の職業能力を付与するためのコースを実施するにあたり、兵庫県立神戸高等技術専門学院(以下「学院」という。)が、教育訓練機関等から企画を募集し、訓練の実施を委託する。

#### 3 受託業務に要する経費

受託業務に要する経費については、委託料として受託者へ支払うものとする。

#### (1) 訓練実施経費

区 分	1人1月当たりの上限額(外税)
訓練実施経費	90,000円

訓練実施経費は、個々の経費の積み上げによる実費とし、訓練の実施に当たって直接的に必要となる経費の他、訓練の実施に伴う業務等に要する経費を含むものとする。

#### (2) 託児サービスに係る経費

区 分	児童1人1月当たりの上限額(外税)
託児サービスに係る経費	66, 000円

託児サービスを提供する場合の託児サービスに係る経費の単価は、<u>託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価と同額</u>(受託者が訓練受講者のみに対して託児サービスを提供する場合は個々の積み上げによる実費)とする。

また、一時的利用期間及び算定基礎月((3)を参照)が 1 月に満たない期間の単価は、1 日当たり 3,300 円(外税)を上限とし、この場合でも当該期間の単価の合計額は 66,000 円(外税)を上限とする。

#### (3) 経費算出に係る留意事項

訓練実施経費は、訓練受講者1人につき訓練開始後1か月(訓練開始日又はそれに応答する日を起算日とし、翌月の応答する日の前日までの区切られた期間を1か月として取り扱う。以下「算定基礎月」という。)毎に算定することとし、当該算定基礎月において、あらかじめ定められた訓練時間の80%に相当する時間の訓練を受講していない場合は、当該訓練受講者の1か月間における訓練実施経費を支払しないものとする。

また、1か月当たりの訓練時間(就職支援の実施時間を含む。以下同じ。)が100時間未満のもの(祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除く)にあっては、訓練実施経費の1人1月当たりの価格を訓練時間の割合で按分するものとする。

なお、託児サービスに係る経費は、託児児童毎に支払われるものであり、これらの要件 は適用されない。

#### (4) 受講料

受託者は、訓練受講者から受講料を徴してはならないこと。ただし、訓練受講者の所有となる教科書、教材等に要する経費については、訓練受講者本人の負担とするものとする。 なお、本人負担は、訓練に真に必要なものに限定するとともに低廉な額となるよう配慮 することとし、20,000円(内税)を上限とするものとする。

(5) 訓練受講者による託児サービスに係る経費の負担

受託者は、訓練受講者から託児サービスに係る経費を徴してはならないこと。ただし、 託児サービスに含まれない食事・軽食(ミルク、おやつを含む。)代、おむつ代等、実費 分については、訓練受講者(保護者)の負担とするものとする。

(6) 支払い

訓練実施経費及び託児サービスに係る経費は訓練終了後に支払うことを原則とするが、 訓練実施経費については、3か月間を単位として部分払を行うことができるものとし、全 訓練期間によらず、当該支払の対象となる3か月間による算定を行う。

#### 4 訓練の設定・実施に関する条件

(1) 訓練対象者

「各コース共通」仕様書に記載の3(1)に加え、次のいずれかに該当する者であること。 ア 身分に基づき日本に在留する外国人(日本の国籍を有しない者(日本の国籍を取得 した者を含む。)をいう。)

イ 一定程度の日本語能力を有する(ひらがな・カタカナの読み書き、日本語による日常会話ができること。)ものの、知識等習得コースを受講するうえで配慮が必要である者

(2) 定員

1訓練コースの定員は、概ね10人から20人で設定すること。**ただし、訓練生1人当たりの教室面積が、概ね3㎡以上を確認できる場合はこの限りではない。** 

なお、学院の実施計画数と選定結果を勘案し、学院が受託希望者と協議し定員を変更する場合がある。

(3) 託児サービスの提供及び託児サービスに係る定員

訓練の実施とともに託児サービスを提供することができる。

この場合の託児サービスの定員は、5人以上の児童が利用できるよう設定に努めること。託児サービスの定員を考慮し、訓練受講者の選考を行う。

なお、複数者から同種又は類似の訓練コースの提案があった場合における選考に当たって、託児サービスの提供を設定した企画提案を優先する場合がある。

- (4) 訓練コースの設定
- ア 職場を活用した実習等による訓練の比率が9割未満のコースとし、求職者の就職促進に資する知識等習得コースであること。
- イ 訓練の受講により訓練受講者全員が就職できるようになることが見込まれる訓練コース の内容であること。
- ウ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規定する短期課程の普通職業訓練(通信の方法によって行う訓練を除く。)として求職者向けに必要な知識・技能等の職業能力を付与するものであること。
- エ 1訓練コース1カ月当たり100時間以上の訓練カリキュラムを標準とすること。 また、訓練時間に含める就職支援の実施時間数は、原則として、訓練1か月当たり8 時間以下、3か月を超える訓練については、延べ24時間以下とする。

なお、訓練時間については、50分以上60分未満(休憩時間を除く。)を1時間と して算定して差し支えないこと。

- $(\pm 1)$  1訓練コースの総訓練時間が50時間以上で、訓練期間が1か月超1年以下であること。
- 注2) 令和4年3月末までに訓練が終了すること。
- 注3)訓練期間の設定に当たっては、訓練開始日を起算日として、その起算日に応答 する日の前日を訓練終了日に設定すること等により、1か月当たりの訓練日数が

16日以上又は訓練時間が96時間以上となるように配慮すること。(例:訓練開始日8/10→訓練終了日11/9)

- 注4) 入校式や修了式は訓練時間から除くこと。ただし、訓練期間には含むこととし、入校式後に行うオリエンテーション等の時間は訓練時間に含まれること。
- 注5) 訓練の時限ごとに適宜休憩時間を、昼食休憩時間については、45分から60分の間で設定することとし、その間の休憩時間が確保されること。
- 注6) ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングについては、訓練時間に含めて差し支えないこと。 (就職支援の実施時間数の上限を超えても差し 支えない。)
- オ 介護分野などテレワークによる就労が想定できない分野以外の分野で訓練コースを 設定するときは、テレワークによる働き方に必要な知識・技能 (Web 会議システムの操 作方法、総務省が定めるテレワークセキュリティガイドライン、その他在宅勤務におけ る自己管理の方法など、テレワークの留意点)の全部または一部が習得できる訓練カリ キュラムとすること。ただし、上記知識・技能に関する内容を訓練カリキュラムに全く 盛り込めない場合は、学院に協議すること。
- (5) 訓練実施に当たっての留意事項

#### ア 訓練修了の要件

訓練受講者があらかじめ定められた訓練時間を受講し、訓練終了時に訓練受講者の保有する技能及びこれに関する知識の程度が、修了に値すると認められる場合に訓練を修了させること。なお、所定の訓練以外に補講等を実施し、その結果修了に値すると認められた場合にも、訓練を修了させることができること。ただし、訓練終了日以降に実施する補講等は除く。

また、訓練受講者が疾病その他やむを得ない事由により所定の訓練の一部を受けていない場合については、受講時間が、教科編成においてあらかじめ定められた「学科」及び「実技」の訓練時間の<u>それぞれ80%に相当する時間以上</u>で、かつ当該訓練受講者の保有する技能及びこれに関する知識の程度が、修了に値すると認められる場合に訓練を修了させることができること。

訓練修了の要件の確認において、「学科」と「実技」を区分して受講時間を算定することから、委託訓練の実施に当たっては、以下の点に注意して、教科目を設定すること。

- (ア) 「学科」は専門的な知識・技術を習得するために講義形式で行う科目とし、「実技」は、訓練受講者自らが実際に練習や演習を行う科目とする。 (例えば、I T応用コースでは、ほとんどが実技となる。)
- (イ) 科目名称及び科目内容は、習得する知識や技能を端的に表すように配慮し、「学科」と「実技」が明確に判別できるようにする。(実技の例:○○演習、○○実習など、実技であることを示すキーワードを科目名又は科目内容の語尾に加える。)
- (ウ) 職場実習は、原則として「実技」に区分する。
- (エ) オリエンテーション、就職支援は、原則として「学科」に含めるが、講義形式によらないカリキュラムにあっては、「実技」に含めて差し支えない。

(実技に含める科目内容の例:職場見学、職業体験、コミュニケーション能力実習、 ビジネスマナー実習等)

# イ 訓練受講者への対応

受託者は、日本語能力が不十分である訓練受講生の円滑な受講や就職を支援するために、相談員の配置等の工夫を十分に行うこと。

# 離職者等再就職訓練事業 (e ラーニングコース) 仕様書

#### 1 委託業務名

離職者等再就職訓練事業(eラーニングコース)

#### 2 事業の概要

離職者等再就職訓練(以下「訓練」という。)のうち、育児等により外出が制限される者や居住地域に訓練実施機関がないことにより訓練受講が困難な地域に居住する者に対する情報通信機器等を活用して在宅により就職に必要な知識・技能等の職業能力を付与するためのコースを実施するにあたり、兵庫県立神戸高等技術専門学院(以下「学院」という。)が、教育訓練機関等から企画を募集し、訓練の実施を委託する。

#### 3 受託業務に要する経費

受託業務に要する経費については、委託料として受託者へ支払うものとする。

#### (1) 訓練実施経費

区 分	1人1月当たりの上限額(外税)
訓練実施経費	60, 000円

訓練実施経費は、個々の経費の積み上げによる実費とし、訓練の実施に当たって直接的に必要となる経費の他、訓練の実施に伴う業務(スクーリング、就職支援等)に要する経費を含むものとする。

#### (2) 経費算出に係る留意事項

訓練実施経費は、訓練受講者1人につき訓練開始後1か月(訓練開始日又はそれに応答する日を起算日とし、翌月の応答する日の前日までの区切られた期間を1か月として取り扱う。以下「算定基礎月」という。)毎に算定することとし、当該算定基礎月において、あらかじめ定められた訓練時間(スクーリングの時間を含む。)の80%に相当する時間の訓練を受講していない場合は、当該訓練受講者の1か月間における訓練実施経費を支払しないものとする。

また、1か月当たりの訓練時間(就職支援の実施時間を含む。以下同じ。)が54時間未満のもの(祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより54時間未満となる場合を除く)にあっては、訓練実施経費の1人1月当たりの価格を訓練時間の割合で按分するものとする。

#### (3) 受講料等

受託者は、訓練受講者から受講料を徴してはならないこと。ただし、訓練受講者の所有となる教科書、教材等に要する経費については、訓練受講者本人の負担とするものとする。 なお、本人負担は、訓練に真に必要なものに限定するとともに低廉な額となるよう配慮すること。

また、在宅訓練に必要なパソコン等の設備及びインターネット接続環境は、訓練受講者自らが用意するものとし、設備にかかる費用、通信費は訓練受講者が負担するものとする。

#### (4) 支払い

訓練実施経費は訓練終了後に支払うものとする。

#### 4 訓練の設定・実施に関する条件

#### (1) 訓練対象者

「各コース共通」仕様書に記載の2(1)に加え、次のいずれかに該当する者であること。

ア 育児(小学校(義務教育学校の前期課程を含む)に就学前の子に限る。) 又は介護等により外出が制限される求職者など、全日・通所制の離職者訓練の受講が困難な者 居住地から通所可能な範囲に職業訓練を実施する機関が存在せず、事実上、訓練を 受講することができない者

#### (2) 定員

1訓練コースの定員は、概ね15人で設定すること。なお、学院の実施計画数と選定結果を勘案し、学院が受託希望者と協議し定員を変更する場合がある。

- (3) 訓練コースの設定
  - ア 訓練の内容は、就職が見込まれる分野及び職業に係るものであって、在宅訓練により、 全日・通所制の訓練と同等の訓練効果が見込まれるものであること。
  - イ 訓練の受講により訓練受講者全員が就職できるようになることが見込まれる訓練コース の内容であること。
  - ウ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規定する短期課程の普通職業訓練として求職者向けに必要な知識・技能等の職業能力を付与するものであること。
  - エ 訓練修了後の仕上がり像を明確にするとともに、就職に際し、関連する知識及び技能 を習得する在宅訓練(学習パート、確認テスト)、スクーリング、就職支援からなるカ リキュラムを確実な受講管理(履修確認を含む)とともに設定すること。

なお、具体的な内容は、委託訓練実施要領第12章第4及び第5に定める内容とする。 オ 1訓練コース1か月当たり54時間以上60時間以下の訓練カリキュラムを標準と

- し(スクーリングに要する時間(1月当たり3時間以上12時間以下とすること。)を | 含む。)、訓練期間は2か月以上とし3か月を標準とすること。
- カ 在宅訓練においては、最小訓練単位ごとに標準訓練時間を設定することとし、1日当 たりの標準訓練時間は3時間とすること。

標準訓練時間は、最小訓練単位ごとの学習パート、確認テストのほか、その他説明、練習問題、習熟のための反復学習など、最小訓練単位ごとに設定される目標到達に必要な全ての訓練を含むものとすること。

なお、標準訓練時間の積算においては、土曜日、日曜日、国民の祝日及び e ラーニングコースに係る関係機器等システムのメンテナンスによりあらかじめ設定した受講困難な日(以下「算定除外日」という。)を除くこと。

- 注1) 令和4年3月末までに訓練が終了すること。
- 注2) 訓練期間の設定に当たっては、訓練開始日を起算日として、その起算日に応答する日の前日を訓練終了日に設定すること等により、1 か月当たりの訓練日数が16 日以上又は訓練時間が48 時間以上となるように配慮すること。(例:訓練開始日 $8/10 \rightarrow$ 訓練終了日11/9)

注3) 開講式(オリエンテーションを含む)や修了式は訓練時間から除くこと。

(5) 訓練実施に当たっての留意事項

# ア スクーリング

スクーリングは、兵庫県内で実施することとし、集合訓練又は個別指導・面談等を実施すること。

また、原則として、月に1回以上のスクーリングを実施することとし、1日当たり6時間以下とすること。ただし、訓練生の1月当たりの実施合計時間は3時間以上12時間以下とすること。

# イ 就職支援

「各コース共通」仕様書に記載の3(6)に加え、対象とする訓練生の属性等を考慮し

た上で、一般的な就業に必要とされる汎用的な職業能力又はコミュニケーションスキルを習得する社会人基礎力に関しても行うこと。ただし、同仕様書3(6)エに定める50%の配置要件については適用除外とする。

また、就職支援に係る総訓練設定時間は、12時間以上36時間以下とすること。なお、原則スクーリングを実施する日に就職支援を行う時間を設けることと。

#### ウ 訓練修了の要件

以下の要件の全てを満たす者について、訓練の修了を認めること。 なお、在宅訓練においては、遅刻・早退、それに伴う補習・補講という概念がないものとする。

- ① 在宅訓練において、カリキュラムの全てを受講した者
- ② 在宅訓練において、全ての確認テストで8割以上の得点に達した者
- ③ スクーリングにおいて、8割以上の時間に出席した者

#### エ 訓練実施体制

- (ア)訓練内容に関する質問等については、外部企業が提供する教材の使用如何に関わらず、委託先機関が対応すること。
- (イ)e ラーニング教材の操作等に関する質問については、原則として、委託先機関が対応すること。

### 才 選定基準

受託先の選定に当たっては、e ラーニングの特性に加え、真に就職に資するものとなるよう、次の項目に留意し、的確・効果的に行う。

- (ア) e ラーニングの特性を理解し、効果的な教育訓練コースを提供できる知見を有すること。
- (イ)委託先候補機関のこれまでの入校実績等をかんがみ、安定した事業運営が可能 と認められること。また、就職に資する教育訓練の知見を有すること。
- (ウ)訓練業務等を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、訓練を実施する上で必要となる設備、備品等を常に使用できる状態であること。

# 実習・座学連携養成事業(デュアルシステム)仕様書

#### 1 委託業務名

実習・座学連携養成事業 (デュアルシステム)

#### 2 事業の概要

キャリア・コンサルティングを受けた結果、企業実習を通じた実践的な訓練の受講が必要と 認められる者を対象として、教育訓練機関等における座学と企業等での実習を組み合わせた訓練である実習・座学連携養成事業(デュアルシステム)(以下「訓練」という。)を実施する にあたり、兵庫県立神戸高等技術専門学院(以下「学院」という。)が、教育訓練機関等から企画を募集し、訓練の実施を委託する。

#### 3 受託業務に要する経費

受託業務に要する経費については、委託料及び報償費として受託者へ支払うものとする。

#### (1) 訓練実施経費

区 分	1人1月当たりの上限額(外税)
訓練実施経費	60, 000円

訓練実施経費は、個々の経費の積み上げによる実費とし、訓練の実施に当たって直接的に必要となる経費の他、訓練の実施に伴う業務等に要する経費を含むものとする。

# (2) 訓練導入実施経費

区 分	1人当たりの額(定額・外税)
訓練導入実施経費	8, 000円

訓練導入実施経費は、後記4(3)ウに定める訓練導入講習(キー・スキル講習)を24時間以上実施した場合に支払うものとする。

また、訓練受講者が中途退校した場合又は委託契約を解除した場合において、訓練導入講習の実施時間が 24 時間未満となった場合は、訓練導入講習実施経費は支払しないものとする。

#### (3) 評価手数料

区 分	1人当たりの額(定額・外税)
評価手数料	4,880円

評価手数料は、ジョブ・カードの能力評価に係る手数料として、受託者の行う訓練受講者に対する能力評価の実績報告に基づき支払うものとする。

また、訓練受講者が中途退校した場合は、評価手数料は支払しないものとする。

#### (4) 託児サービスに係る経費

区 分	児童1人1月当たりの上限額(外税)
託児サービスに係る経費	66, 000円

託児サービスを提供する場合の託児サービスに係る経費の単価は、<u>託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価と同額</u>(受託者が訓練受講者のみに対して託児サービ

スを提供する場合は個々の積み上げによる実費)とする。

また、一時的利用期間及び算定基礎月((5)を参照)が 1 月に満たない期間の単価は、1 日当たり 3,300 円 (外税)を上限とし、この場合でも当該期間の単価の合計額は 66,000 円 (外税)を上限とする。

#### (5) 経費算出に係る留意事項

訓練実施経費は、訓練受講者1人につき訓練開始後1か月(訓練開始日又はそれに応答する日を起算日とし、翌月の応答する日の前日までの区切られた期間を1か月として取り扱う。以下「算定基礎月」という。)毎に算定することとし、当該算定基礎月において、あらかじめ定められた訓練時間の80%に相当する時間の訓練を受講していない場合は、当該訓練受講者の1か月間における訓練実施経費を支払しないものとする。なお、訓練実施経費の算定において、訓練導入講習の実施時間を当該月の訓練時間に含めることする。

また、1か月当たりの訓練時間(就職支援の実施時間を含む。以下同じ。)が100時間未満のもの(祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除く)にあっては、訓練実施経費の1人1月当たりの価格を訓練時間の割合で按分するものとする。

なお、託児サービスに係る経費は、託児児童毎に支払われるものであり、これらの要件 は適用されない。

#### (6) 受講料

受託者は、訓練受講者から受講料を徴してはならないこと。ただし、訓練受講者の所有となる教科書、教材等に要する経費については、訓練受講者本人の負担とするものとする。 なお、本人負担は、訓練に真に必要なものに限定するとともに低廉な額となるよう配慮することとし、20,00円(内税)を上限とするものとする。

# (7) 訓練受講者による託児サービスに係る経費の負担

受託者は、訓練受講者から託児サービスに係る経費を徴してはならないこと。ただし、 託児サービスに含まれない食事・軽食(ミルク、おやつを含む。)代、おむつ代等、実費 分については、訓練受講者(保護者)の負担とするものとする。

#### (8) 支払い

訓練実施経費、訓練導入経費及び託児サービスに係る経費は訓練終了後に、評価手数料はジョブ・カードの職業能力証明シート(訓練成果・実務成果)の交付人数が確定した後に支払うものとする。

なお、訓練実施経費については、3か月間を単位として部分払を行うことができるもの とし、全訓練期間によらず、当該支払の対象となる3か月間による算定を行う。

#### 4 訓練の設定・実施に関する条件

#### (1) 訓練対象者

「各コース共通」仕様書に記載の3(1)に加え、ジョブカードを活用したキャリア・コンサルティングを受けた結果、企業実習を通じた実践的な職業訓練の受講が必要であると公共職業安定所長に判断された者であること。

#### (2) 定員

1訓練コースの定員は、概ね10人から20人で設定すること。**ただし、訓練生1人当たりの教室面積が、概ね3㎡以上を確認できる場合はこの限りではない。** 

ただし、学院の実施計画数と選定結果を勘案し、学院が受託希望者と協議し定員を減ずる場合がある。

# (3) 訓練コースの設定

ア 訓練の受講により訓練受講者全員が就職できるようになることが見込まれる訓練コース の内容であること。

- イ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規定する短期課程の普通職業訓練(通信の方法によって行う訓練を除く。)として求職者向けに必要な知識・技能等の職業能力を付与するものであること。
- ウ 訓練期間は、4か月を標準(上限は6か月)とし、教育訓練機関等における座学訓練 と企業等における実習型訓練及び実習型訓練修了後の訓練受講者に対する能力評価を 行うものとする。

また、実習型訓練の訓練期間は、1か月以上で総訓練時間の1/2を超えない範囲とし、 実習型訓練開始までに受託者と実習先企業等との間で再委託契約を締結した上で、大学校 (学院) に当該契約書の写しを提出すること。

なお、訓練受講の目的を明確化して就職意欲を喚起するとともに対象者の職業能力を効果的に高めるための訓練導入講習を24時間以上60時間以下の範囲で、<u>原則として</u>訓練開始後の早い段階で行うものとし、次の(ア)から(オ)までの内容を盛り込んだものとする。

- (ア) 訓練修了後に予想される就職先の職種について、求人、労働条件、必要な免許・資格・実務経験等、雇用の状況に関する理解の促進に資するもの
- (イ) 訓練修了後に予想される就職先の職種について、企業等が求める人材像の理解の促進に資するもの
- (ウ) 訓練修了後に予想される就職先の職種について、関係事業所を訪問しての現職従事者との意見交換や模擬実習体験等、当該職種の職業体験機会となるもの(単なる事業所見学とならないもの)
- (エ) 訓練の受講意欲の喚起に資するもの
- (オ) 職業に必要なビジネスマナーの向上に資するもの 注) (ウ) の職業体験等については、必ず実施すること。
- エ 1訓練コースの訓練時間は、週5日、1日6時間の訓練カリキュラムを標準とする。 なお、訓練時間については、50分以上60分未満(休憩時間を除く。)を1時間と して算定して差し支えないこと。
  - 注1)訓練期間の設定に当たっては、訓練開始日を起算日として、その起算日に応答する日の前日を訓練終了日に設定すること等により、1か月当たりの訓練日数が16日以上又は訓練時間が96時間以上となるように配慮すること。(例:訓練開始日8/10 → 訓練終了日11/9)

なお、令和4年3月末までに訓練が終了すること。

- 注2) 入校式や修了式は訓練時間から除くこと。ただし、訓練期間には含むこととし、入校式後に行うオリエンテーション等の時間は訓練時間に含まれること。
- 注3) 訓練の時限ごとに適宜休憩時間を、昼食休憩時間については、45分から60分の間で設定することとし、その間の休憩時間が確保されること。
- オ 介護分野などテレワークによる就労が想定できない分野以外の分野で訓練コースを 設定するときは、テレワークによる働き方に必要な知識・技能 (Web 会議システムの操 作方法、総務省が定めるテレワークセキュリティガイドライン、その他在宅勤務におけ る自己管理の方法など、テレワークの留意点)の全部または一部が習得できる訓練カリ キュラムとすること。ただし、上記知識・技能に関する内容を訓練カリキュラムに全く 盛り込めない場合は、学院に協議すること。
- (6) 訓練実施に当たっての留意事項
  - ア 訓練修了の要件

訓練受講者があらかじめ定められた訓練時間を受講し、訓練終了時に訓練受講者の保有する技能及びこれに関する知識の程度が、修了に値すると認められる場合に訓練を修

了させること。なお、所定の訓練以外に補講等を実施し、その結果修了に値すると認められた場合にも、訓練を修了させることができること。ただし、訓練終了日以降に実施する補講等は除く。

また、訓練受講者が疾病その他やむを得ない事由により所定の訓練の一部を受けていない場合については、受講時間が、教科編成においてあらかじめ定められた「学科」及び「実技」の訓練時間の<u>それぞれ80%に相当する時間以上</u>で、かつ当該訓練受講者の保有する技能及びこれに関する知識の程度が、修了に値すると認められる場合に訓練を修了させることができること。

訓練修了の要件の確認において、「学科」と「実技」を区分して受講時間を算定することから、委託訓練の実施に当たっては、以下の点に注意して、教科目を設定すること。

- (ア) 「学科」は専門的な知識・技術を習得するために講義形式で行う科目とし、「実技」は、訓練受講者自らが実際に練習や演習を行う科目とする。 (例えば、I T応用コースでは、ほとんどが実技となる。)
- (4) 科目名称及び科目内容は、習得する知識や技能を端的に表すように配慮し、「学科」と「実技」が明確に判別できるようにする。(実技の例:○○演習、○○実習など、実技であることを示すキーワードを科目名又は科目内容の語尾に加える。)
- (ウ) 職場実習は、原則として「実技」に区分する。
- (エ) オリエンテーション、就職支援は、原則として「学科」に含めるが、講義形式によらないカリキュラムにあっては、「実技」に含めて差し支えない。

(実技に含める科目内容の例:職場見学、職業体験、コミュニケーション能力実習、 ビジネスマナー実習等)